

南海高架下広場の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ施設「南海高架下広場」の使用に関し、必要な事項を定め、広場の活発な利用の促進及び賑わいの誘発を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱においてコミュニティ施設「南海高架下広場」とは、泉大津市と南海電気鉄道株式会社との間で交わされた「高架下公共利用に関する協定書」に基づく公共利用部分（コミュニティ施設等）の土地及び付帯施設（以下「広場」という。）をいう。

(名称及び所在地等)

第3条 広場の名称及び所在地等は次のとおりとする。

名称 (愛称)	コミュニティ施設「南海高架下広場」 （「MONTOPARK」）
所在地	大阪府泉大津市東雲町252-1の一部 他
面積	1092.73㎡

(使用の条件)

第4条 広場は、コミュニティに寄与する内容のイベントに使用するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントは、実施することができない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあるもの。
- (2) 騒音、臭気等近隣の迷惑となるおそれがあるもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるもの。
- (4) 特定の政治・宗教団体及び個人等の利益になるもの。

- (5) 広場利用者の安全及び災害時の避難誘導に支障となるおそれのあるもの。
- (6) 広場内の施設及び広場周辺の施設・設備を損傷し、又は管理運営上の支障となるおそれがあるもの。
- (7) 周辺の店舗に悪影響を与えるもの。
- (8) 法令等で禁止され、又は法令等に抵触するおそれのあるもの。
- (9) その他使用を制限することが必要であると認められるもの。

(使用期間及び時間等)

第5条 広場を使用する場合の使用期間は、4日以内とする。

- 2 広場を使用できる時間等は、別に定める広場の一般利用時間内とし、使用に係る設営及び撤去についてもこの時間内で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の申請及び承認)

第6条 広場を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、関係機関と協議のうえ、使用開始日の3ヶ月から使用開始日の7日前までに必要事項を記載した高架下広場使用承認申請書（様式1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と使用申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して、前項の期間に電子情報処理組織に申請内容を記録した場合は第1項に規定する申請書の提出があったものとする。
- 3 前項の規定により、使用承認申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、承認の場合は高架下広場使用承認書（様式2号）により、不承認の場合は高架下広場使用不承認書（様式3号）により、使用申請者に通知する。

4 市長は、広場の管理上必要があると認められるときは、前2項の承認に条件を付することができる。

(使用料等)

第7条 前条第3項の承認を受けた者は、泉大津市行政財産使用料条例（平成2年泉大津市条例第1号）第3条第3項の規定に基づき、泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号）第10条第1項の規定を準用する額の使用料を納付しなければならない。

2 広場の使用にあたっては、使用者が責任をもって電気又は水道を調達するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、広場に設置された電源又は水道を利用することができる。この場合において、使用者は、電気又は水道の使用料の清算に関し、泉大津市とあらかじめ協議しなければならない。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定による使用料等の全部又は一部を免除することができる場合及びその額は、泉大津市都市公園条例施行規則（昭和47年泉大津市規則第29号）第12条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定による使用料等の全部又は一部の免除を受けようとする者は高架下広場使用料等減免申請書（様式4号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定による使用料等の全部又は一部の減免を受けようとする者は、電子情報処理組織を利用して申請内容を記録することにより前項に規定する減免申請書の提出に代えることができる。

(使用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者への催

告その他何らかの手続きを要することなく、広場の使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用の条件に違反したとき。
- (3) 各種法令若しくはこの要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 災害その他の事故により広場の利用ができなくなったとき。
- (5) イベントの内容等により、危険を生じさせるおそれがあるとき。
- (6) 工事その他の都合により市長が特に必要と認めたとき。
- (7) 施設の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(使用報告)

第10条 使用者は広場の使用終了後、速やかに高架下広場使用実績報告書(様式5号)により、市長に報告しなければならない。

- 2 使用者は、電子情報処理組織を利用して申請内容を記録することにより前項に規定する高架下広場使用実績報告書の提出に代えることができる。

(使用内容変更)

第11条 使用申請者は、申請書の内容を変更する場合は、速やかに高架下広場使用変更申請書(様式6号)により、市長に申請しなければならない。ただし、当該変更の内容が軽微な場合には、市と協議のうえ、使用変更申請書の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定により使用変更申請書が提出された場合は、市長はその内容を審査し、承認の場合は高架下広場使用変更承認書(様式7号)により、不承認の場合は高架下広場使用変更不承認書(様式8号)により、使用申請者に通知する。

(使用申請の取下げ)

第12条 使用申請者は、自己の都合により広場の使用申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により使用申請を取り下げるときは、使用申請者は、高架下広場使用申請取下申出書（様式9号）により、速やかに市長に申出なければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

- 第13条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

（原状回復の義務）

- 第14条 イベントに関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、使用者の責任において調達し実施するものとする。

- 2 使用者は、広場を承認の内容及び条件等に従って適正に管理し、毀損及び汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。
- 3 使用者は、イベントに関する資機材等を撤去したときは、広場を原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等はすべて持ち帰らなければならない。第9条の規定により使用の承認を取り消しされ、又は使用を停止されたときも、また同様とする。ただし、市長が原状に回復することが不相当と認めた場合は、この限りでない。
- 4 市長は、使用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（損害の補償）

- 第15条 使用者は、広場の使用によって、市又は第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

- 2 第9条の規定により広場の使用承認の取消しにより発生した損害については、市は一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、使用前に広場等の毀損及び汚損等を発見した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広場の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。